

別表十二（七）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人で電気事業法第2条第1項第14号《定義》に規定する発電事業（以下「発電事業」といいます。）を営むものが措置法第57条の4《原子力発電施設解体準備金》の規定の適用を受ける場合又は連結法人で発電事業を営むものが同法第68条の54《原子力発電施設解体準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「前期以前の累積限度超過取崩額の合計額8」は、前事業年度又は前連結事業年度終了の日までに措置法第57条の4第4項又は第68条の54第3項の規定により益金の額に算入された金額（原子力発電施設解体引当金に関する省令第4条第3項《取崩し》（同令第5条第7項又は第8項《廃止時の扱い》）において準用する場合を含みます。）の規定により取り崩した金額のうち益金の額に算入されなかった金額がある場合には、当該金額を含みます。）の合計額を記載します。

3 「積立限度額¹⁰は、
$$\left((5) - \left((9) \times \frac{90}{100} \right) \right) \times \frac{\text{当期の月数}}{\text{当期以後の積立期間の月数}}$$
」

当該事業年度又は連結事業年度が特定原子力発電施設（措置法第57条の4第1項に規定する特定原子力発電施設をいいます。）の設置後初めて発電した日を含む事業年度又は連結事業年度である場合には、同欄中「当期の月数」とあるのは「特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日から当該事業年度又は連結事業年度終了の日までの期間の月数」と、「当期以後の積立期間の月数」とあるのは「積立期間の月数」として記載します。

4 「益金算入額の合計額¹⁴」は、当該事業年度又は連結事業年度終了の日までに措置法第57条の4第5項又は第68条の54第4項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなった金額の合計額を記載します。

5 「期首原子力発電施設解体準備金の金額¹⁸」には、当期首現在の税務計算上の原子力発電施設解体準備金の金額を記載します。